

第13回 新石垣空港環境検討委員会

議 事 録

平成16年 8 月17日(火)

石垣グランドホテル

第13回 新石垣空港環境検討委員会 議事録

日時：平成16年8月17日（火）

13：30～16：30

場所：石垣グランドホテル

（1）開会挨拶

事務局：定刻より25分遅れてましたが、「第13回新石垣空港環境検討委員会」を始めさせていただきます。本日、16：30までの予定でございます。25分ほど遅れておりますが台風も来ておりますので、なるべく終了は4時半ごろということをお願いしたいと思います。

本日は、久しぶりの委員会でございます。平成16年度に入りまして初めての開催になります。3月の段階では、年度末のお忙しい中で2周連続で委員会を開催させていただき、お手元にもあろうかと思いましたが何とか準備書を提出することができました。改めてお礼申し上げます。本日は、その後の進捗についても報告させていただき、今後つくらなければならない評価書に向けて、また変わらぬご指導をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、16年度初めということで異動がございましたのでご紹介申し上げます。沖縄県土木建築部新石垣空港対策室の譜久島室長でございます。譜久島室長には、後ほどまたご挨拶をいただきます。続いて委員の方でご紹介がございます。小林委員に代わりましてWWFの上村委員でございます。上村委員、ひと言お願いします。

委員：座って失礼します。環境検討委員会を引き受けるにあたりまして、過去の経緯を勉強させていただきました。非常に長い間にわたりまして、候補地選別に紆余曲折があったということ。主に環境面であるとか、農政面などでの課題がある中でいろいろな議論がなされてきたと。最終的に、今回の環境アセスメントの対象になっていますカラ岳陸上案が選ばれたということですが、それがベストの答えではないかもしれないというようなことがあると。そういう状況があるということがわかってきて、だからこそ今回の環境影響評価、この環境検討委員会が非常に重要な意味を持つのかなと思っております。これまでの検討の中でも、諸先生方とか、事務局の方々も十分そのへんのところを認識されてご議論されているなと思ひまして、私もその中で自分の役割を十分に果たすことができるようにしたいなと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。ご指導のほどよろしくお願いいたします。

本日の委員会でございますが、ご欠席の先生が4名いらっしゃいます。仲座先生、太田先生、酒井先生、ご所用でご欠席でございます。それから金城先生ですが、西表からの船の便が不都合だということで急きょ本日も欠席ということ。きょうは8名の先生がご出席でございます。

では、開会にあたりまして、事務局を代表して譜久島室長からご挨拶させていただきます。

事務局：ただいまご紹介をいただきました新石垣空港建設対策室の譜久島でございます。去る4月1日に室長を拝命いたしました。早くも5カ月が過ぎようとしております。検討委員会の先生方には、一日でも早く直接お伺いしてご挨拶を申し上げますけれども、なかなか実現しておりません。誠に申しわけなく思っております。なにとぞお許しをいただきたいと思ひます。

着任して最初の目標は、新石垣空港の平成17年度国庫事業としての新規事業のための諸業務を進めることでありました。新聞等でもご案内のことと思ひますけれども、去る8月6日に県知事から関係省庁に対しまして、特に新石垣空港の事業化について要請をしております。どうぞご理解とご支援を引き続き宜しくお願いしたいと思います。

その前に、当検討委員会におきましては去る3月2日と3月9日、2週連続で委員会を開催して、環境影響評価準備書の作成についてご指導いただきました。ご多忙の中ご協力いただき、衷心よりお礼申し上げます。

さて、平成17年度新規事業化の要求に際しましては、用地確保の見通しと環境の見通しが求められてきております。環境の見通しにつきましては、環境影響評価書の手続きの中で判断していくことになっておりますが、そのようなことで、現在、沖縄県の環境影響評価審査会におきまして準備書の審査が行わ

れており、来月28日までには準備書に対する知事意見が提出されることになっております。

これからは、準備書に対する知事意見等も踏まえまして、評価書作成に向けて取り組むわけですが、去る3月9日以降の状況につきましては、後ほど詳細に説明をいたしたいと思っております。評価書作成に向けて、引き続きご指導をお願いしたいと思います。

八重山郡民の長年の悲願である新石垣空港の整備につきましては、稲嶺知事、地元大浜市長をはじめ地元関係団体、県議会、市議会等多くの方々協力して全力で取り組んでおり早期の事業化が望まれております。先生方におかれましては、引き続きご指導、ご協力をお願いいたしまして、甚だ簡単ですが、よろしくお願い申し上げます。

(2) 資料確認

事務局：ありがとうございます。それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

[資料確認]

それでは、議事次第の3番に進めさせていただきます。報告に移らせていただきます。この後の議事と併せて内容は関連いたしますので、ここからの進行を委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長：委員の先生方には、お忙しいところをご出席していただきありがとうございます。私もちょうど予定より20分遅れました。台風なのかわかりませんが、遅れましたことをひとつご勘弁願いたいと思います。それから、委員の方々で特に生物関係の酒井、金城、太田の3委員、それから潮流の仲座委員が欠席しているということはちょっと寂しい思いがしますが、ご出席の委員の方にはひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから、きょうは今回の委員会というのは3月以降ですからちょうど5カ月ぶりということで、ちょっと間があいたような気もしますが、準備書等に向けていろいろな委員からのアイデアとか提案、いろいろな点についてこういうことをやったらどうかと、いろいろな提案がありましたら、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから最後になりますが、傍聴席の皆さん方には、この会がスムーズに進みますよう、開催中にはご静粛によろしくお願いいたします。

(3) 報告

委員長：それでは、報告のほうですが、第1番目の報告としましてこの環境影響評価手続きの進捗状況ということでひとつよろしくお願いいたします。

報告 環境影響評価手続きの進捗状況

事務局：まず参考資料1をお開きください。方法書縦覧後から準備書までの手続きの経緯について概略をご報告したいと思います。

[参考資料1 説明]

委員長：どうもありがとうございました。これまでの県の進捗状況、そういったことについてご説明がありました。それから次に、準備書の内容につきましては後ほど準備書への作成に向けてということになりますので、そちらの方で議論などをしていただきたいと思っておりますが、今のご説明でお聞きしたいということが何かございますでしょうか。どうぞ。

委員：2点ありまして、1点目は単なる資料の誤植かなと思うんですけども、口頭の説明の中では準備書からの意見聴取は5月14日が締め切りということだったんですけども、この1枚目の資料の中では

4月30日が縦覧の終了日になってます。これは5月14日ということによろしいですか。

委員長：どうですか。資料の日付がちょっと違っているということですが。

委員：2点目なんですけれども、この意見の概要と事務局の見解の資料についてちょっとお伺いします。細かい話は後の議論かと思うのですが、全部で516通の意見が寄せられ、1,436件の個別の意見があったということについて、これをざっと読ませてもらいました。同じような意見について、かなり整理されているのかなという印象を受けたのですが、最終的にどのような基準で整理したかとか、あるいは長い文章で書かれているものをどういうふうに切って分けていったのか、何か明確な基準みたいなものがあれば教えていただきたいなと思ったことと、もしそれを束ねられているんだとすれば、それぞれの意見で同じものを一つの言葉で束ねたとした場合、それには何件ぐらいの意見があったのかという件数が書いてあると、皆さんの関心がどこに高かったのかというのがわかると思いましたので、そのへんを教えていただければと思います。

委員長：いかがですか。この内容についてどういうふうに整理されましたか。件数というのが大まかなことがわかりますでしょうか。恐らく先ほど室長がお話したように赤土の問題とか移植の問題が大きな関心事かなというようなことで、幾つかポイントを話されたかと思うんですが。いかがですか。

事務局：お答えします。516通の意見書を全部読みまして、そこから例えば赤土の問題あるいはサンゴの問題、あるいはコウモリの問題、それぞれの意見がありますので、それをピックアップしまして準備書の章立てに従って分類ごとに分けた意見が1,436通あるわけです。その1,436通の意見について、同じような意見がたくさんございますので、それをまとめて600余りの意見にまとめました。さらにそれぞれに対しまして、見解を述べられるものにつきましては、まとめて見解を述べ、また個別に見解を述べるものが適切だというものにつきましては、個別に述べているということです。そのような形で整理し、まとめたものが先ほどの意見の概要と事務局の見解でございます。

委員長：それでよろしいですか。これに関しては評価書に関連する事項で出てくるかと思うので、そちらの方でひとつよろしくお願ひしたいと思うんですが。

委員：すみません。今、準備書の項目立てに従って分類していった後でまとめられたということなんですが、すべての意見が必ずどこかに分類され、ここに載らなかったものはないと考えてよろしいんですか。意見が出されたけれどもここに載ってないとか、項目に合わなかったからこれは意見と認めないとか、何かそこで線引きがあったのかと思ったのですが、それは特にはないですか。

事務局：そういうものはございません。その意見の中にはいろいろな分類のコンテンツがありますので、それを項目ごとに全部抽出してきました。例えば、意見書の質問につきましては、どういうのが質問されているか確認し、一人一人全部ピックアップしています。ピックアップして、これとこれは同じ意見だということで分類しているという状況です。

事務局：もう少しつけ加えますと、ひと言で1フレーズ選びましてそこに該当するようなものを各意見書の中から抜き出していきます。ぴったりとここに当てはまるということではないですけど、大体そこで読めるというものはそのフレーズの中にカウントしています。

報告 審査会での状況

委員長：それでは、報告の2ということで審査会での状況で、事務局は参加して、そこでどういった状況であったのか、あるいは質問事項があったかと思うんですが、それについてひとつご説明よろしくお願ひします。

事務局：それでは、私の方から。環境部局にある審査会の方ですが、環境影響評価審査会とっております。そちらの方で、この意見書を提出して我々の準備書の審査が行われております。先ほど室長からも簡単に経過説明がありましたけど、参考資料1の1ページ目です。1番下の欄に審査会の3回の状況が報告されてございます。意見が出るのは4カ月以内ですので、9月28日以内に環境からの知事の意見が出されることと思います。どういうことが審査されたかと言いますと、次の参考資料2をお開けください。第1回目の審査会は事業の概要説明で、こちら側の方から準備書の内容を約2時間にわたって説明させていただきました。第2回目が6月11日に行われたわけなんですけれども、対策室の方から提出

したものがございます。それが次のページにありますけれども、意見とそれから付表、添付資料を併せて載せてございます。これを審査会の方に提出して議論されています。それから第3回目なんです、最後の青い紙が入っているところですね。7月23日とありますけれども、第3回目に提出して議論されたものが最後の資料でございます。こういった内容が審査会の先生の方で別途審査されています。ご報告して、また先生方も参考にご覧になっていただければと思います。

委員長：ただいま事務局の県の方から審査会の状況について、その具体的な内容について、あるいは向こうから要求されるものに対して、いろいろな資料を添付してというようなことでご報告がなされてきたわけですが、これについて何かご質問等あるいはお尋ねしたいということがございましたら、どうぞ委員の方よろしくをお願いします。

委員：審査会で討論して意見をまとめられたという経緯はあるんですか。例えばいろいろな委員がいらっしゃると思いますので、お互いに意見が違ったりもしていると思うんです。そういう場合は、最後に討論して意見をまとめられているのでしょうか。あるいは、お互いに意見がばらばらのままなのでしょうか。

委員長：いかがですか。審査会での状況の具体的なことになるかと思いますが。

事務局：審査会は環境部局にありまして所管が異なります。それで、我々は事業者の立場になりますので、審査会から事業者の意見を聞くときには呼ばれて行くわけですが、第3回まで呼ばれておりますが、第4回目からは恐らく呼ばれないんじゃないかなと思います。県の環境部局の方が事務局になっておりますので、そちらの方でディスカッションや議論をしながらとりまとめて、まず審査会の答申という形で出てきます。答申を受けて、環境部局の方が知事意見をまとめるということになります。

委員：ということは、審査会でちゃんと意見をまとめてそれが出てくるということですね。はい、ありがとうございました。

委員長：そのほかございますでしょうか。何かございましたら、最後にでもまたお気づきの点がございましたらひとつよろしくお願いたします。

(4) 議事

議事 第11回、12回環境検討委員会の議事確認

委員長：それでは、今回の委員会の議事に入りたいと思います。議事の第11回、第12回の環境検討委員会の議事録の確認について、事務局よろしくをお願いします。

事務局：議事録(案)につきましては、先ほどご紹介したとおり議事録とインデックスの後ろの10回の後に色紙を入れて11回と12回のもの、議事録ですので少し細かい字になっておりますが入れてあります。これら議事録につきましては、前もって各委員の先生方にお渡ししております、11回、12回の議事録について数名の先生方からご自分のご発言等についてご意見いただきまして直させていただきました。直したものが入れてありますが、内容についてはちょっと多くなりますので、前もってお配りしているということで割愛させていただきます。

委員長：どうもありがとうございました。この議事録の中で、私自身もまだ報告はしてなかったんですけど、「ないようです」と言ったら「内容です」と書かれるとか、こういったことがあるようです。最初は「内容」と書いてあるから何だろうかと思ったら「ノー」という意味なんですよ。そういうことがあつたりしますので、お気づきの点や、ご訂正、ご修正、誤字・脱字ございましたら事務局のほうにお知らせください。

議事 検討委員会への要望・意見等

委員長：次に入りますが、この議事の第 番目の検討委員会への要望・意見等について、事務局サイドの方に何か来ておりますでしょうか。あるいは、事務局の方に何かございますでしょうか。

事務局：事務局並びに事業者の方に、そのようなものについては今は来ておりません。

委員長：各委員あてに何か来たことということございますでしょうか。委員の皆さん個人宛に来たということは何かございませんでしょうか。ないようですので、この件につきましては終わりたいと思います。

議事 検討事項

委員長：議事の 番ですね。今回の重要な検討事項になるわけですが、評価書の作成に向けて改善点などそういったものがあるかと思います。そういったことで、事務局の方から説明があった後、こうった提案あるいはアイデアがあるかどうかについて、ひとつご意見をいただければというふうに考えております。

それでは、第1番目のaの評価書の作成に向けてということで資料1のようですが、これについて事務局の方で説明をお願いいたします。

a. 「評価書」作成に向けて

事務局：先ほど今までの経過をご説明したとおり、準備書を提出した後時間も経過しております。環境審査会の方でも審議を受けておりますが、その後、事務局、事業者で内容を精査いたしました。その中でやはり膨大なものですから、先ほど委員長からも議事録で内容の文字の間違いなんかもありましたが、準備書の中でもやはり幾つかの誤字・脱字というものは見つかっております。これらにつきましては、適宜修正して評価書の方で直していくということは当然のことだと思ってはおりますが、そのほかで説明がやはり若干不足していたのかなど。あるいは誤解を招くような記述になっているなというようなことがございました。

それから、先ほど環境部局の方の事務局で審査会が何回か行われておりますが、その中で審査会の委員の先生方からもいろいろ質問を受けたことがございます。それらを踏まえて、現段階で、評価書の中では、もう少し準備書をこういうふうに進展させたほうが良いなというようなところをまとめたものが資料-1でございます。資料-1の内容につきまして、担当の方から説明させていただきます。

[資料 - 1 資料説明]

委員長：どうもありがとうございます。ただいま事務局の方から審査会等を含めて4点ほどあったということで。このことについて何かいいアイデア等をいただきたいと思います。最初にあちこちで話されると飛んだりということになりますので、最初に地形・地質の件について何かご質問等がございましたら委員の方ひとつよろしく。こういったことをあと追加したらどうかというようなことがございましたら、ひとつよろしくお願ひしたいと。

委員：地形・地質のことではないんですけども、この資料全体のことについて伺いたいんですが。

これは評価書において修正しようと考えている箇所ということで、今数字の大きな番号で1、2、3と地形・地質、生態系、景観と三つあるんですけども、これは13回目の検討会で議論するところとして3カ所が挙がって、次にはまた違うものが出てくると考えるのか、それとも評価書において修正はこの3カ所だけでいいと事務局の方は考えておられるのか。それによって...

委員長：そうではないと思うんですが、事務局の方からどうぞ。

事務局：先ほどの手続きの流れの中では、審査会から知事に意見が上がって、知事からまたいわゆる指導を受けるといような格好になります。そのときにはこの三つに限らず、これは何が出てくるかわかりません。何が出てくるかわかりませんというのも無責任な言い方かもしれませんがいろいろ出てくる。それはもちろん対象になります。今の段階で私どもが、少なくとも準備書では、このへんが説明不足だったな、大きく変えていく必要があると思うところが三つということです。逆に、この委員会の先生方にも準備書をお渡ししておりますので、もう少しご専門のところ、あるいはそれ以外のところでももっとこの記述はこう直したほうが良いよと。てにをは云々の話ではなくて、内容的な、構成的なところでももう少しここは補足しておかないと根拠にたらいよとかいうようなことがございましたら、このへんはまた評価書に向けて直していく、評価書をよりよいものにするという趣旨でございますので、ご指導をお願いしたいと思います。

委員長：それでよろしいですか。最初、順を追っていきいたいと思うんですが、地形・地質についてつけ加えた

らしいのではないかということ、黒田委員、何かございませんか。

委員：地形・地質のところでは質問の中にあっただかと思うんですけど、空港建設によってなくなる鍾乳洞のA、B、C、Dという、これは環境検討委員会の資料と、それから工法検討委員会の資料にはどの洞窟が工事によって切土によって完全になくなるところと、それから盛土によって覆われるところというのがちゃんと工法検討委員会の資料には載っていたんですけど、環境検討委員会の資料には、図面をよく注意して見ないとわかりにくいようになっているので、まとめて工法検討委員会で使った資料というのと、環境検討委員会で使った資料というのを重ねあわせるようにして示したら、こういう質問が出てこなかったんじゃないかと思います。以上です。

事務局：まさにご指摘のとおりで、もう少し詳しく言うと準備書においては事業計画という格好でそのへんを示してしまっただけです。事業計画で示しましたので地形・地質のところでは、要はここはこういう地形・地質ですよという記述程度で終わっていたというのが現状で、例えばここの地形の洞窟がこれくらい土ががぶりますよとか、これくらい削られますよということまでを示していなかったというのがあります。そういう意味では不足をしていたのではないかと思いますので、そのへんは加筆していきたいという今回の考えでございます。

委員長：渡嘉敷委員、土質の件で何かございますか。

委員：土質というよりも、この事業の一番の関心事であります赤土流出に関して、この準備書に対しての審査会ですか、そういうところからのいろいろな意見とかは、大体、皆さん直される。もっと説明不足のところというのに関係して、その赤土流出に関するところでは、あんまり説明不足のところはないということなんでしょうか。そのへんを少し感触をお伺いしたいんですけども。

事務局：いろいろと住民意見の中でも、例えば浸透ゾーンの規模の算定の中で計算過程も明示してほしいだとかいろいろありましたので、そのへんは評価書の中で考えていこうという、こういうのがございます。

委員：何か今後、説明をしないといけないというのではないのでしょうか。

事務局：そのほかにもいろいろともっと細かく説明してほしいというご意見がございますので、先ほどの計算過程も含めて、住民にわかりやすくするための表現の仕方をしていかなければいけないと思います。

委員長：そういった説明というのは、本文中でやるとボリュームが大きくなるので、語句の説明のところを書くとか、いろいろな方法があるかと思うんですが、どこを利用してどうするかというようなことで検討するといいたいかなと思います。そのほかにも何かございませんでしょうか。ほかの委員の方で、どうぞ。

委員：今のご意見を聞いて思ったことなんでしょうけれども、赤土は非常に我々も関心のあるところでありまして、赤土を出さない工法を使うということで、流出した際の影響というのは評価されてなかったというのは思っているところではありますけれども、今のお話について言いますと、赤土に対する説明とか意見というのがたくさん出た中で、その対応は評価書段階でしますということなんですが、確か、評価書は一般に公開されるとか、また閲覧して意見をとるとか、そういう過程はなかったんじゃないかと思うんですけども、評価書に盛り込みますということだけでは説明をしたことにはならないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長：どうですか、事務局。この準備書の修正したものがほかでは見ることはできるんですか。それに対して意見を発することができるかどうか、そういったことをお聞きしたいのですが。

事務局：手続き上の問題ですので、行政の方でどういうふうにご判断されるかというのはまたプラスアルファがあるかと思いますが、手続き上は評価書を作成しますと、評価書を主務大臣に送付するわけです。送付することによって公開したという格好をとります。提出を受けた評価書は、最終的にはこれは環境省へまわりまして最終的な意見という格好で環大臣意見がついてまいります。さらに修正を加えて一連の手続きが終わるという格好で、その中であくまでもこれ公文書でございますので、閲覧か、どういう手続きになるのかわかりませんが、住民の方々が中身を見ることは十分可能なものというふうには認識しております。

委員長：ホームページはボリュームが大きすぎるのかなと思ってますので、いわゆるリデュースしたものでもいいのかなということで、具体的なものを見るならば、どこに置くかはわかりませんが、関係するところで見ることが可能かどうか。

事務局：今、国民意見やそれから知事意見をいただきまして、さらに検討を加えて評価書ができます。評価書ができますと、まず主務大臣に送付して、国の方で審査が行われて再度意見が返ってきます。その大臣意見を勘案して練り直して、最後にできたのが最終的な評価書として、縦覧をもって皆さんに報告するわけです。また準備書と同じように今5カ所をお願いしようとしておりますが、ひと月間縦覧して皆さんの目の前に見えることになるんです。ただし、この場合には意見の聴取ではなくて閲覧だけになります。これでアセスの手続きは一旦終了します。あとは事業実施に向けて事後調査とかいろいろ意見がついてきますので、事業が終わる、あるいは終わった後何年かは調査期間の対象としてその都度その都度結果が報告されていくと思います。

委員長：どうもありがとうございました。この件についてはようございませうか。次の項目に入りたいと思います。それでは、第2番目の生態系、小型コウモリについてこの と がございませうが、これについてまたまとめて何かお聞きしたいことがございませうたらどうぞ。

委員：生態系(小型コウモリ)、そのことについて、ちょっとご質問したいことがございませうけれども。カンムリワシというのは、生態系の指標の上位種にされているわけです。それで生態系の予測については生物種間、特に食物連鎖という方面からお互い検討を加えてきたと思うんですけれども、それを事業による影響とそれから生態系のつながりをわかりやすくというふうに後の方に表現されているんですけれども、その事業による影響というのは騒音とか振動とかそういうことを指すのでしょうか。あるいは、また別に何か他に要素があるのか、それとの生態系のつながりですね。例えば、繁殖時におけるカラスの影響なども生態系に及ぼす影響というのはかなり大きなものがあると思うんですけれども、それを予測としてどういうふうにお考えになっておられるのか。それをちょっとお聞きしたいんですが。

事務局：これから予測の内容、方法につきましては、もう少し検討を重ねていかなければいけないと思いますが、事業の内容としてはもちろん面開発があるということで、面的な利用が緑地なんかの利用も変わってくるということがありますし、さらに事業の影響としては例えば道路がつけ変わるとか、あるいは道路そのものを通る交通量が増えてくるとか、増えることによってメディアにもよく載りますが事故を起こすとかいうこともあります。そういうふうなことが全部カンムリワシの行動、あるいはカンムリワシがエサとしている生物の量の問題、エサ場の問題、そういったものに関連してくるだろうと思うんですが、そういうものを準備書の中では含めて表現したつもりであります。なかなかどの部分にその事業のインパクトが加わっているのかというようなところがもう一つ見えにくいんじゃないかと。せっかくかなり膨大なページを使いまして、カンムリワシについて解析をさせていただいたんですが、なかなかそれがどこを見たら何がわかるのかということも含めてちょっとわかりにくくなっているのかなというところもあって、そのへんをもう少し整理したいなというのが私どもの考えでございませう。

委員：いわゆる事業による影響と生態系のつながりを、それをわかりやすく説明してほしいということなんですよ。

委員：どういうふうになりやすくすればいいか、いまいちイメージが湧かないので、具体的に何をどうすればいいんだろうかなと、恐らく一緒の疑問だと思うんですね。

事務局：食物連鎖網だとか、あるいは環境との関係というのは、準備書の中で一応模式的に、あるいはピラミッド的に示しました。その中で、事業を行うとどの部分に影響が加わるというような、最初の段階でかなり詳しいインパクトフローを示したんですが、そのインパクトフローとその後の記述の関係が、因果関係がわかりにくいかなというようなところもあって、そのへんをもう少し整理していきたいというのが私どもの考えです。何か新たな事業の要因を加えるとかいう意味ではないんですが。

委員：私の方はイメージは湧きました。

委員長：どうぞ。

委員：きょう欠席なさっている太田先生が当初、何回目でしたでしょうか。特にカラスの影響というのは無視できないと。私も同様な意見を述べたことがあります。そういったことも含めるのかなというふうに思っていたんですがけれども。あるいはまた全然、全く別のわかりやすい要素が加わるのか。どうなんですか。生態系というのは、確かにとらえどころのないものですよ。こうだこうだと個々の指摘

はできても、全体としてどうなんだというふうな非常に説明のつきにくいものだと思うわけです。ですから、どういうふうに予測をなさるのか、そのところちょっとだけ。

事務局：今、崎山委員からちょっとご指摘いただきましたカラスの件につきましては、私どものほうも事務局として内部で検討したんですけれども、空港ができることによってカラスが増えるということではないと。要するに空港とカラスはイコールではないということ、空港ができることによって人が入るようになって、食べ物をそこらへんにまき散らしてカラスがそれを食べに来ると。それからいろいろな残飯があって、それをやるというふうな行為は確かに発生するかもしれないけれども、空港ができることによってカラスが増えるという因果関係を生態系の中で位置づけることは、私どもとしてちょっと極めて困難であるということで、ただいま崎山先生からご指摘いただきましたけれども、事業のインパクトは、あくまでも今までどおり空港ができることによって、また飛行機が飛ぶことによって、騒音とか、それから造成とかいう部分のインパクトです。新たにカラスとかいうことで、人が増えることによってカラスが増えるとか、生態系がどうということは今回の関係では特に。

委員長：見えないということですか。

事務局：はい。ということで追加することは考えてません。

委員長：確かに新聞等で、今、ヤンバルでカラスが、貴重種のヤンバルクイナとかを襲ってどうのこうのということがあったし、それから宮古島にカラスがいないということで、中学生が調べたのがありますよね。なぜカラスがいなくなったのかと。そういったこともどうなんですかね。ここでは、石垣島でもそういったことがありませんでしたか。

委員：いや、宮古の場合はかなり以前ですけれども、これはいわゆる農薬のせいで。以前は生息していたと。

委員長：エサが農薬に汚染されていったと。

委員：そういうことらしいです。これは宮古支庁の係の方から聞いたことなんですけどね。これはカラスのことだけではありませんので、後でゆっくり質問していきたいと思います。以上です。

委員長：そのほかこの件について何かご質問、あるいはこういうふうなことをつけ加えたらというような、そういったことがございましたら、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。前田委員の方は、小型コウモリとか、こういったことをつけ加えたらどうかということはございますか。

委員：さっきイメージが湧きましたというのは、やっぱりコウモリの保護なり、生態系の中での位置づけを総論として書けばいいんじゃないかなと。どことどこを重視すればいいんじゃないかなというのを今回抜いてましたので、そのあたり入れてくるとどこに結びつくのかというのがわかるんじゃないかなということで、「イメージが湧きました」と言いました。

それから、ここに書いてある遺伝子学的な調査手法及びその分析については、確かに一定程度は説明してあったようなんですが、やっぱりもうちょっと説明を入れた方が多くの皆さんにわかっていただけるのかなということで、これについては、恐らくそうすればいい。ただ100%、なぜこの手法なのかというのは、なかなか難しい側面があります。今のところ分子遺伝子学の面ではこれが常識だという方や、それが「おかしい」と全面的に否定する人もいますので、そうなってくるとどっちが正しいか、そのあたりまで来ると、ちょっと私達も手に負えないようになりますので、通常の今の学問では多くの人はこういうやり方でやっているという説明をすることはできるということです。生物学的な争点までいってやることはできないということです。

委員長：どうぞ。

委員：ちょっと門外漢ですが、コウモリのことについて。前回、前田先生がご出席でしたので私質問したんですが、A、B、C、D、E、洞窟があって、A洞窟は予定の外側にあるわけですね。しかし、それには、非常に貴重な種が数多く生息していると。これは、いわゆる予定外にあるからもうそのまま放っておいていいのか。むしろ、非常に隣接している、近接している、影響を受けやすい。だからできればそこまで空港用地として、もしそれを空港用地に入れないとすれば、そこにどういふふうな人工構築物ができるか、あるいはどういふふうに変化していくかというようなことが予測できないわけです。ですから、A洞窟が非常に貴重な生息場所であるという見地から、これは地形・地質・生態系、すべてに関係することですけれども、そういった質問に対しての事務局側はその後どういふふう

に進捗がいつているのか、あるいはこれは問題外だと、そういうふうにお考えなのか、そこをちょっとお伺いしたいんですが。

事務局：その問題は、次の資料 - 2 の方とまた関連するんですが、今ご質問があったので若干前置きでお答えしておきますと、いわゆる空港用地という新石垣空港の事業としては、お示ししている140数haが事業用地でございます。このほかに、幸いにも大変多くのゴルフ用地がそこにかかるということで、ゴルフ場用地、扱いた的には残地、空港用地以外の部分に洞窟がかかってきます。この部分については少し空港用地ということではなくて、将来的にどういうことができるのか。事務局としてどういうことが可能なのかということ、別途検討して確実に保全していくという方向で今進めております。

委員長：何かそのほかございますでしょうか。どうぞ。

委員：意見とかではないんですけども、先ほどのお話の中で生態系への影響というのを予測するのは非常に難しいというお話がありまして、確かにそうなんだろうなと思うんですが、その中で事務局の方からの回答として、カラスの話の中で工事でありまして、供用後の飛行機の飛行とか、そういったことに関する影響というのは予測がしやすいけれども、そこに人が集まることによる影響とか、人の行動による影響というのは今回の予測の中には入ってないというようなお答えをいただいたのかなと思っているんですけども。これが環境アセスメントの範囲外だという話だとそうなのかもしれないんですけども、やっぱり空港をつくるときに、そこに人が集まる、自動車が集まる、ものが集まるということは必然的で、それをするために空港をつくるわけですから、その影響を考慮しないというのは難しいから考慮しないのか、それは法的に考慮しないでいいものなのか。何で考慮しないのかというのがちょっとよくわからなかったので、教えていただければ教えていただきたくて。それは難しいということがあるのであれば難しいという表記なりをして、いろいろな限定条件の中の予測であるということはきっちり示さないといけないんじゃないかなと思いました。

事務局：準備書、評価書という中では、やはり可能な限り科学的にやるということがまず前提になりますので、もちろん生態系の問題はむしろ物語的な部分も多いんですけども、少しでも科学的にやっという問題ということ。その中で、例えば人の日常の行動の中のモラルに対するような問題とか、個々の人間の行動についてということまでは、なかなか踏み込めないということがあると思います。

従いまして、例えばカラスが増えるかどうかということは、増えたら大変な脅威になりますよというようなこと、あるいは人が行動を集中してくるような場所は、そういう懸念があるよというようなことまでは書けると思うんです。ただ、それがどれぐらい影響として大きいよとか、どんなになりますよということまではなかなか難しいというのが現状でございまして、全然触れないということではなくて、懸念までは書けると思うんですが、あくまでもそのレベルかなということ。です。

委員長：関連する事例というのが集まれば、いろいろ予測等に役立つんですが、現段階で生態系を把握するというのは、空港ができてどういうふうになるかというのは難しい面があるわけですが、これまでのいろいろな事例等を集めてどういうことが予測されるかと、こういったことはどうしても必要だということに考えるわけですね。

この件について何かお聞きしたいことがないようでしたら、次の準備書提出後の調査結果の追加ということ、ここで幾つか挙げておりますが、これについて何かご質問等、あるいはこういったことは少しやっおいたらどうかということ何かございましたらひとつお願いしたいと思うんですが。ございませんか。ないようでしたら、また後でお気づきの点がございましたら後ほどお伺いしたいと思います。

事務局：今のところで、逆に事務局から先生方にご意見をいただきたいところがあるんですが。小型コウモリ類につきましては、貴重であるということも含めて調査を継続しているところでございます。準備書の段階でも、なるべく多くの資料をとということで調査の結果を入れたんですが、今後評価書をつくるというタイミングを、意見書が出てから3カ月、4カ月のタイムスケールの中でつくっていかうというふうに考えているんですが、16年度引き続き現洞窟での生息分布の状況についても、事前調査も含めて観察は繰り返しているんですが、このへんをどのへんまで評価書の中で反映すべきなのか。あるいは、今まで2年間の調査はひととおり終わっているという認識ではあるんですが、十分なのか不十分

なのか、あればやった方がいいのかという、そのへんのご判断なんです。

委員長：前田委員の方から、その点についてひとつ。

委員：16年度の結果について、まだ何も伺ってません。従って、もちろん盛り込んだ方がいいということになれば、盛り込まなければ駄目だと思います。それとあと何年やったら十分かは、先ほどの答えのとおりやればやるほどいいんですが。というのは思わぬ年次変動もあらわれたりしますので、その一つのあらわれによって、今の見方を変えるということもありますということです。

コウモリがなかなか大変なのは、やっぱり飛翔するというので、場合によってはあつという間に移動も行うということで。だから、我々が調査をやっている以外の別な要因が働く。例えば、だれかが知らない面から洞窟に入ることによっても移動ということがあったりします。そういうのをどんなに把握するかといったら、やっぱり長い目で見ないとつかめないんですね。だから、そういうのがあると長いことやった方がいいんですが限界がありますので、今のところは恐らくそれを考えなければ駄目なような結果は多分出てないと思います。でも、そういうことがあった場合、あるいは例えば今の空港の予定地の周辺でこちらが関知しないところの林が突然農地に変えられてしまうということが起きて影響があったりしますので、常時一定程度は見ておく必要があると思います。

委員長：ようございますか。そのほか事務局の方は、何かございますか。

事務局：ありがとうございます。

委員長：これについては個人的にでもいろいろとご教示を仰げばよいかというふうに考えておりますが、景観のことについて何かございますでしょうか。

特に石垣ご出身の委員の崎山先生、経過について何かございせんか。地形・地質の方からどうですか。これについてももう少しこういったものを加えたらというのはございせんか。大丈夫ですか。植物の方はようございせんか。立石先生、いかがですか。

b. 希少生物の保護、保全について

委員長：それでは、この項目については終わりにしまして、次のb 希少生物の保護、保全について。これについて、事務局の方でご説明ひとつよろしく申し上げます。

事務局：これも、準備書からどう評価書の方へ発展させるかということのご相談でございますが、準備書の中では2年間ほど調査をした中で、現地では希少生物がかなりたくさん出てきている。これらの希少生物の中で、保護や保全を必要とするものについては、それを前提にして影響を回避していこう、低減していこうという内容で書きました。ただ、回避・低減させるために保護・保全をしますというのが書き方でございますが、具体的に例えばどのように移動するのか、ビオトープをどうするのかというような非常に大変難しい問題が、本当に動かして大丈夫なのかというような問題も含めて残っております。やはり生物、生態系の問題でございますので、準備書の中では「不確実性」という言葉を使いますが、不確実性の伴う実証については事後調査を行って、要するにモニタリングを行って追跡調査をしますよということにはしていますが、可能な限り今の段階から実際に、特に移植をするようなものについてはどのような移植をするのか、ビオトープ等をつくるものについてはどのような環境をつくり出すのかというようなことを検討しておく必要があるかと思っております。先ほどからの評価書の手続きでございますが、評価書が出ますと環境省からの意見等がつけばその後は事業に向けてという話になっていきますので、今の段階からこういう準備をしておかないと、いよいよ着工だというときに準備をしても非常に難しい。もうその植物はなくなってしまうよという話になってもう困るということもあまして、そのへんちょっと準備書の中でどのように書いてあるのかということ資料-2の方で紹介しておりますので、資料-2の説明を担当の方からさせていただきます。

委員長：ひとつよろしく申し上げます。

事務局： [資料 - 2 資料説明]

委員長：どうもご説明ありがとうございました。後から考えると、この項目についてはちょっと時間がかかりそうですねので、少し休憩をさせていただきたいと思います。10分間の休憩をとらせていただきます。

(休憩)

委員長：その前に、事務局の方から欠席なさっている委員のコメントというのか、そういったことがあるそうですので、事務局の方それをひとつ公開させていただきたいと思います。

事務局：ご紹介が遅くなりましたが、委員会開催にあたりまして各委員、直接お目にかかれなかった先生もいますが、事前の説明をさせていただいております。ご出席の委員の方々にはちょっとコメントを省かせていただきまして、本日ご欠席の先生の中から今の保全のところでも少しコメントをいただいておりますのでご紹介させていただきます。特に先ほどゴルフ場残地のお話もありましたが、残地の利用ということを考える必要があるということは共通していただいております。その残地の利用の中で、残地はなるべく放っておいた方がいいのではないかと。人が何か手を加えてこうしようとしてもなかなか思いどおりにいかないこともあるので、慎重にすべきではないかというご意見。それから、そのほか、先ほどのピオトープだとか移動・移植の話をしたのですが、その中で残地は買い上げるなりして、いろいろな生物の保全措置のために逆に活用したらどうかというご意見もございました。ちょっと遅くなりましたけれどもご紹介させていただきます。

委員長：どうもありがとうございました。この問題については前の10回ぐらいの、太田委員のほうからも強くそういった要望があったかと思えます。それでは、先ほど説明していただきましたこのbの問題について、全体的なことは後ですということ、逐次、上の方からご意見等をいただければというふうに考えております。あるいは質問というようなこともあるかと思えます。特にこの点で重要なのは、「検討する」という言葉で今までなされてきたわけですが、これをどう具体的なものに持っていかと。これは今までの委員会でいろいろと話が出ておるわけですが、なかなかそこまではまだ進んでなかったというふうなことで、これについてはまたいろいろな意見あるいはアイデアとかをこの場所でするというアドバイスなりをいただければ幸いというふうに考えております。

事務局：それでは、項目に従いましてひとつご審議をさせていただきたいと思いますが、この1についてトータルな面で。

事務局：委員長、申しわけございません。事務局からゴルフ場の残地についてちょっとご説明申し上げますけれども、よろしいでしょうか。

委員長：はい、どうぞ。

事務局：先ほど説明がありましたように、準備書では関係各機関に要請しますというスタンスでしたけれども、その後事務局としていろいろと検討した結果、今持っている案を、ちょっと見えにくいんですけども、後ろのスライドを見ていただきたいと思います。

[スライド説明]

委員長：どうもありがとうございました。今ゴルフ場の残地をどうするかというふうなことで、これは以前からも話は何回かあったかと思うんですが、県の方としてもできるだけ買い上げをするというのは重要なことかと。今後の保全というものに活用できるのではないかということのようです。それも恐らく関連したこととして出てくるかと思えますので、1番目の保全の措置についてということで、これはトータルなことで書いてありますが、何かこれについてご質問。どうぞ、崎山委員。

委員：先ほどの説明について、ちょっとご質問したいところが2点ございます。まず陸上動物の事業実施区域内で繁殖が確認されたズグロミゾゴイ、その移動でしょうか。工事直前に踏査を行い営巣が確認された場合、繁殖期が終了するまで営巣箇所周辺の工事を休止するというふうな。また、4ではリュウキュウツミのこともについても触れられております。ここに突然ズグロミゾゴイという個体名が出てきているんですが、それは非常に唐突に思えるわけですが、これは確かにズグロミゾゴイというのは、沖縄のレッドデータブックの上位種に位している非常に貴重種ではあります。そのほかにミフウズラもいるはずで、キンバトもいるはずで。そういうふうな貴重種は抜けて、いきなりズグロミゾゴ

イだけそこに記述されるということ。それから、航空障害灯ですね。そのところでリュウキュウツミのことも配慮するということですが、これは非常に結構なことだと思っております。それから、今説明がございました小型コウモリの保護のことについて。できればパワーポイントで。

[スライド説明]

これは前田先生がご専門なので、後からまた補足の説明をなさるとは思いますけれども、今の小型コウモリのいわゆる採時場への飛翔の連続性ということで、この空港の端っこの周辺に植栽をするという説明がありました。確かに植栽は結構です。これを利用して、コウモリはこの近辺で生息が可能になることだろうと思はれますけれども、しかし、実はこの近辺に海岸林がありまして、そこに幾つかまとまった樹林があるんです。これをカンムリワシの幼鳥が利用しているわけです。つまりここにタキ山とかカタフタ山とか、あるいはもうちょっと離れて水岳とかいうところがあって、そこに繁殖しているわけですね。親はある程度成長すると子供を追い出すわけです。追い出された先が大体このあたりなんです。ここを利用するわけですね。ここを利用するということは、つまり供用後にカタフタ山、タキ山、このあたりを横切るということになるわけです。そうすると、航空機の離発着に大きな影響を及ぼすわけです。非常に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

そこでこの樹林、いわゆるコウモリのための植栽と、ここの樹林との関連がここで重要になってくるとは思います。例えばカンムリワシですと、大体15mないしは20mぐらいの高木が必要ですね。コウモリの場合は、先ほど前田先生にお伺いしたところ、そう高い木ではないというふうなことですけれども、いわゆる樹種、その場合、木の種類ですね。植栽する木の種類の選択には、十分配慮してもらいたいということ。さらにまた、いわゆるバードストライク。これは最近の資料では日本語で書いてありますね。鳥衝突で、いわゆる非常に危険なんです。これは航空機にとっても、もちろん人間にとっても、あるいは鳥にとっても非常に危険なことになるわけです。ですから、この植栽については十分配慮してもらおうということと、それから海岸林から連続する、ここ農道が現在通っておりますが、この樹林帯ですね。そこにも非常に大きな配慮をしてもらいたいということです。できれば、このタキ山ないしはカタフタ山の営巣地からここに飛来して来てほしくないわけです。これは双方にとって非常に危険ですから、ほしくないわけです。だからといってこれを切ってしまうと、抜開してしまうということも、これはちょっと考え問題ですね。ですから、このコウモリの植栽と、この海岸林を中心とするこの樹林帯、ここには十分考慮を払っていただきたいと。これをお願いしておきます。

委員長：事務局の方、何か一つ。

委員：カンムリワシのそういうふうな動きについては、全く考慮していませんでした。でも、なかなかいいアドバイスをいただきましたので。コウモリは特別木が、先ほど15mとか20mとか言われましたけれども、そんなに高くなる必要はないわけです。だから、もし木を植えるとしたらそうならないような植栽をお願いするとか、そんなことを考えていきたいと思っております。アドバイスどうもありがとうございました。

委員長：項目別にというようなことであれしてはいたんですが、事務局の方向か今のことについて考慮してほしいということで、ひとつコメントをお願いしたいと思います。

事務局：今、図面の方はコウモリということでとらえておりますので、逆にコウモリのためにどうするか。これは前田先生とよく相談しながら、かといってカンムリワシはどうなってもいいとかいう話ではないので、もちろん今の話と同じように。

委員長：それと、バードストライクという問題が出ているようですから。

事務局：ですから、すべてがうまく成り立つようないい方法があるのか、あるいはアイデアがあるのか、あるいはそのためにどういう工夫が必要かということを考えていかなければいけないと思っております。今、私も考えているのは、イメージ図ですとずっと緑色になっていますけれども、例えば樹種もそうですし、木の粗密さもその連続性を保つために、コウモリの連続性とカンムリワシの連続性がどのあたりでどう違うのか、そのへんも少し考えながら選択をしていきたいなと思っております。

委員長：それでは、最初に陸上植物の方から少しお話ししていただきましょうか。この件について何かご質問、またいいアイデアが、こういった方向等をやったらどうかと。特にこれは移植の問題というのが上げ

られているわけですが、この14種について移植を考慮するというようなことでなさっている。これについては、恐らく立石先生あたりのアドバイスがいろいろあったかと思うんですが、その点について何かよろしくお願ひしたいと思うんですが。

委員：環境保全措置ということで、移植をすればそれで済みというふうな表現というのは前々から言っているようなことですが、ちょっとこういう表現は引かかるんですが、その影響を必要最小限にする措置としてその移植をすると。そういう位置づけであるということ念頭に置いて、できる限り移植可能なものは移植するというのでその14種を選んだということです。先ほどのゴルフ場残地ということがございましたけれど、私もそれも前々からぜひそうしていただきたいということを申し上げていましたので、ぜひそれを可能になるように進めていただきたい。この14種のすべてではないですが、かなりのものが残地の方に移植するといいいかなと。そう厳密なことを調べた結果ではないですけども、植生等々を見ていきますと、この残地あたりがいいかなというふうなものが多いので、ぜひそれをうまく利用して残せるものは残していただきたいというふうに思います。

委員長：移動ということで、これについていろいろと考え方がありますが、何かほかにございませんでしょうか。確かに最近、移植ということで一つの保全を図ろうという動向が見られるわけですが、やっぱり考えなければいけないのは、この移植したのためにその場所が、植物の繁殖力が強くてそこにあったものが攪乱されては困るだろうという。これはもうこれまでの委員会の中でいろいろと話されて、論議になったことがあるかと思ひます。そういったことで、ひとつ十分に検討しておいていただきたいなというふうに思ひます。そのほか何かございませんでしょうか。このところのケーブルルートのところで、この周辺に可能な限り貴重な生物個体を避けるために何か網を張るというようなことだったかと思ひますが、ここではなかったですか。必要な幅でということのようなことですが、これについては何かご意見あるいはいいアドバイスというのをございませんでしょうか。

はどうですか。あるいは、この粉塵による影響という点についても触れられているようですから。何かご意見ございませんか。ないようでしたら、次の陸上動物のところについてご意見を伺いたいと思うんですが。陸上動物については、先ほど幾つかの問題が、崎山委員からも話が出ていたわけですが、この14種が最終的な候補になったということですよ。それについて何かありますか。動物は、きょうは太田委員もいらっしゃらないので、どういった種かというのは概念とかを我々はつかむことができないんですが、具体的に話すというわけにはいかない種もあり、オープンにすると問題点があるので、これはまた個々の専門の委員とご相談していただくということしかないのかなと今思うんですが。陸上動物については、そのほか何かございませんでしょうか。先ほど繁殖期における何ツミだったですか。何ゴイと言ひましたか。

委員：ズグロミゾゴイ。

委員長：そういった話も出てきているようですよ。そのほかのキンバトというようなこともあったようですよ、何か陸上動物についてございませんでしょうか。こういったことを考えたらどうかというのをございませんか。近くにいらっしゃるようですよ、上村委員、何かお気づきのことがありましたら後ほどでもようございませんか、アドバイスとかいうふうなことが得られれば幸いかなと考へております。

それでは、あまり意見がないようですよ、次の3番の河川水生生物。これについて何かございませんでしょうか。最終的にはピオトープの問題があるわけですが、このピオトープについても、特にハナサキガエルというのがこれまでにいろいろと話に乗ってきたわけですよ。そのものがどういふふうなルートで、あれは地下水をポンプアップした結果、池にためた流れの中でまた新しくカエルがそこで住み着いたというふうないきさつがあるようですよ、それを、だからお前あっちに行けというわけにはいかないでしょう。そういったことでピオトープというのを考へているようですよ、これについて何かご意見、こういったことをもう少し考えたらどうかというようなことが、お話がありましたらひとつよろしくお願ひしたいと思うんですが、何かございませんでしょうか。陸域生態系について、何かございませんでしょうか。どうぞ。

委員：ひょっとしたら、さっきの陸上動物のところ適切だったかもしれないんですけど、ちょっと思い出したんですが。準備書の中でセッカについて記載があつて、確かこの切盛の造成工事は工区を分けてや

るので影響が小さくて、まず第1工区を造成していくときにはセッカはほかのところに移動して、第2工区に移ったときに、第1工区には植栽をするのでそのうち1年後に戻ってくるだろうということ。順番に移っては戻り移っては戻りするし、周りも適地がたくさんあるので大丈夫だというような記載があったかと思うんですけども、確かそれは生息密度が単位ha当たり何匹とかいうことで、事業区域の中だけで生息数を算定されて適地が膨大にあるので大丈夫だということのように読みとれたんですけども。事業区域内だけで評価を行えばいいということで、事業区域内の生息数を算定されているんだと思うんですが、実は適地が周りにあるということはそこに同じ密度で生息する可能性もありますし、移動させればいいというのが、単純に陸上動物のところでは言いますと、捕獲移動を行うとか自力移動を促すということで、これも先ほど委員長がおっしゃった陸上植物と同じだとは思いますが、その移動した後の生態系の影響というのが多分十分に評価されていないんじゃないかなと思います。影響の程度というのが、どの程度かというのを表現するのは難しいのかもしれないんですけども、理屈から言えば順番に変わっていくとか、生物だから動いていってほかのところに適地がたくさんあれば大丈夫だということで影響が少ないということなんでしょうけれども、適地があるから影響が少ないというだけでは、なかなか本当に影響がないのかなというのがわかりにくいので、やっぱり生態系の中でどうなるのかということで、ほかの種に対する影響とか、そういったことも含めて検討する必要があるんじゃないかなと思いますけれども。

委員長：それについて、何か事務局の方でも。

事務局：大変難しい問題で、私どもも今後評価書をつくるときにどう考えていくのか。移動・移植をした場合に、移動した先、移植をした先には、違う生態系もしくは同一の個体群があったりするわけですから、そのバランスがまた崩れてしまうというようなこと。要するに、二次的な影響も考えないといけないと思います。

先ほど、私どもも「周辺」という表現を準備書の中ではしていたんですけども、事務局の方から、残地については基本的に買い上げていこうという話がありました。その中で、これもまだ私の個人的な考えですが、残地、特にゴルフ場の残地の場合に、確かにこれ長い年月ゴルフ場だったものですから、周辺の環境にはなじんでいるものですが、そうはいつでも人工的な緑地でございます。その中で移植・移動を考えると、新たに移植・移動しても攪乱はしていないというふうに考えていいのか、もともとあったゴルフ場としての生態系を攪乱しているんだと考えなければいけないのか。ここでだいたい立場が変わってしまうと思うんですね。その中で、先ほどヒアリングさせていただいたときも、なるべく放っておいたほうがいいんじゃないかというようなご意見もありましたので、そのへんを慎重に考えて、例えば改変するならばどこまで改変するのか、あるいはどの程度の改変であれば有効なのか。例えば、植物の中で14種類程度を群落あるいは種類として移動させた場合に、その程度であれば改変とは考えなくてもいいですよということなのか。あるいは、それはそれで今度は移植された先では大変な問題なのかというようなところを、やはり先生方のご指導を受けながら評価をきちんとしていけないといけないのかなと思っています。特に先ほどセッカのお話がありました。動物につきましては、かなり自力で移動する。特にセッカのように移動するようなものについては、恐らくこういう面積があったらこれぐらいの密度では生息するだろうという推定のもとでの表現になりますが、ただ、本当に許容を超えないのかどうかというようなこともありますので、そのへんはさらに改めて解析、検討は加えたいというふうに考えています。

委員長：この点については、いわゆる移動しようとするセッカの場合、移動する場所のそこに生息している生物種がどういう状況下にあるか、そこでどういうふうな生態系を維持しているのかという。そういったことの基礎的な知識というのが必要かなと思うんですね。それで、はじめて問題になりそうなものがあるかどうかという。そういったことから検討した方がよろしいのかなと思ったりするんですけどね。そういった意味で、移動先というのがどういう状況で利用されているか。そこに住み着いている生物種ですよね。そういったことを少し調査しておく必要があるのかなと思ったりするんですけどね。実態を知るといえるか。

事務局：特にゴルフ場残地のところ、ゴルフ場残地だから何をしてもいいという話になるのか。

事務局：先ほどのセッカの件ですけれども、実はセッカという一種の扱いではなくて生態系の中のそこらへんを集中的に草地がありますから、草地を代表する生態系の典型種ということで抽出しています。準備書の中でもセッカがどうのこうのということではなくて、草地を中心としたその生育環境のうち、主に今回改変するのはゴルフ場中心ですけれども、その芝地を失うことによって、セッカを中心とする生態系がどういうふうに変更するのかというふうな視点で、予測評価しています。

先ほどのご指摘のとおり、セッカが移動するからとか、移動しないからというふうな観点ではなくて、このカラ岳を中心とした草地、それから、ゴルフ場も含めた草地を中心とする生態系の中で、セッカという位置づけがどのように変化するのかという位置づけで、先ほど委員長からご指摘がございましたけれども、準備書で言いますとお手元のp 6 - 12 - 137にも示しています。どこにセッカがいて、どこに繁殖していて主にどこを生息の場、繁殖の場所としているかということと、それから繁殖する際には縄張りを形成すると。そうすると縄張りの数がどの程度あるのかということまで、生態も個々にきっちり把握して、このセッカの影響というのは、あくまでもセッカだけではなくして草地生態系ということで、どう変わるかというふうな予測評価をしています。確かに、ゴルフ場にいるセッカについては生息場がなくなると。でも、カラ岳を中心とした草地の生態系という位置づけでは、そういう変化は小さいでしょうというふうな予測になっています。したがって、セッカについては、十分な調査それからどこで繁殖しているのか、それから縄張りがどのように形成して何つがいぐらいがいるのか。それと同時に、実はカラ岳周辺の場合には、牧草地という形で定期的に草が刈られると。要するに人為的に草が刈られ、また伸びたらまた刈って牧草としてやると。そういうふうな人為的な環境がどんどん変化している場所でも、セッカというのは現在この生態系としての位置づけがなされているというふうなことを踏まえて予測しております。いわゆる全く人為的に手をつけられてない状態で生息しているということではありませんよ。現状でも、ある時期には草が全部刈られて何も無い状態になっている。ある時期にはまた草が生えて、そこで営巣活動を行っているというふうなことを踏まえて予測しております。

委員長：そのほか何かございますか。どうぞ。

委員：先ほどちょっと言い忘れたことがあるので補足しておきます。カンムリワシの、いわゆる巣離れが大体7月、8月、この2カ月なんです。ちょうどこの時期に当たるんですが、これは親から追い出されてつがい以外のテリトリーの間隙を縫って、いわゆる隙間をねらってそこに移動するわけですけれども、大体密集しているものですから、今飛んでもいない事業地ですね、いわゆる新空港の全くエサもない、生息地としては適地ではない場所に移動するわけです。恐らく来年も再来年も、ずっとそれを続けてやるでしょう。ですからその間、つまりそこを利用する間は、できれば工事の工程に配慮をしてもらいたいというふうをお願いしたいです。ここを外すなり別のところをやって、それから7、8月の利用期間中はそこを利用してやるというふうな考慮を払ってもらいたいということです。以上、補足します。

委員長：その点は、恐らくいろいろ考慮して繁殖時期をどういうふうにするかというのは十分にやられているかと思いますが、その件ひとつ。

事務局：今の話ですと、既に着工した場合ですね。工事をしているところには恐らく出てこないと思いますが、まだ工事をしていないような例えば第1工区をやっているときに、今後やるべき第2、第3工区のところはまだ緑地で残っていると。そういうところを利用することがあるということでしょうか。

委員：それはそんなにはっきり言えないんですよ。実際に調査をなさっている方はもうおわかりだと思うんですけども。今の海岸林、海岸林中心とする樹林帯ですね。それからカタフタ山、それからタキ山、その前後に水田があってエサ場が豊富なところがあるんですが、そこを利用することもあるんですけども、果たして好きこのんで利用しているのかどうか。つまり、つがいのテリトリーを侵しながら短期間の生息場所であるのかどうか。そのところもまだはっきりわかってないわけです。

ですから、確実に利用しているのは今の東北側ですね。いわゆる進入灯のあるあの近辺の樹林、そこを利用する7月、8月、この期間は工程にちょっと配慮してもらったらいんじゃないかと思います。

事務局：若鳥の生息がみられます樹林地の、特に私どもが今計画しています北側進入灯の一番最初の灯台のどこ

ろは、そのへんは考慮して進めたいと思います。

委員：直接配慮するのは進入灯だけですか。

事務局：私が今言っているのは、直接樹林地に係る工事は進入灯だけなものですから、そのほかについては、モニタリングの中でちょっと検討していきたいというふうに思います。

委員長：それによろしくお願いしますか。何かそのほかございませんか。どうぞ。

委員：今までの議論の中で、先ほど委員長もおっしゃっていただきましたけれども、生態系を十分に調査をしてその影響を正しく、移植とか移動なりの影響をちゃんと把握する。そのデータの収集というのが重要ではないかという話がありまして、私もそうだなと思っておりまして。そこで、コウモリ類のところで人工洞窟の設置というのがありまして、これが緊急避難場所ということではあるんでしょうけれども、恐らくこれが成功するかしないかでかなり影響が違ってくるのかなと思っております。今、何か調査をされているということなんですけれども、先ほどのご説明の中で、評価書を出すときまでに取れたデータを載せますみたいな感じだったんですけれども、どちらかという人工洞窟の調査の結果、人工洞窟が成功するというデータを得た段階で評価書が出るみたいな方が重要なのかなと。順序としては環境影響を軽減するための保全措置ですから、その人工洞窟の可能性、確立というのがないままに、時期が来たら評価書を出さないといけないから、そこまでのデータで終わりにしますというようなことではないんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員長：それについて、何か事務局のほう。

委員：まず大前提として、A洞とD洞は使われる可能性が高いんじゃないかと思ってますということです。それと、工事するときその他でA洞とかD洞の周辺の林については非常に配慮していただく。すぐそばは木を切らない、それから道路を通るときは迂回してもらおうとか、その他いろいろなことを配慮してもらおうことで、A洞とD洞がそのまま利用される可能性が高いと思ってます。しかし、100%と言えないので、もしものことがあったら人工洞窟をやっとけば完璧じゃないかというふうな2段階構えで考えてます。したがって、今、人工洞窟のためのいろいろな環境条件、どういうふうな洞窟にしたら、現在と同じような温度とか、環境条件がとれるかというのをこの4月からテストしてます。だから、評価書には逆にそれに盛り込めなくて、いざとなったときのための人工洞窟を用意してますということは言えます。その温度条件は幾つか条件をつくってますので、恐らくそれにふさわしい、どういう形がいいとか、土盛りはどれだけしたらいいのかということをやってますので、あるいは何mだったらいいか、あるいは洞窟が曲がったらいいとか、どういうふうな洞窟がコウモリの生息にふさわしい環境条件になるかというデータが、今のところ2年でしたか。人工洞窟で、今の実験洞で温度を取るの、1年ではちょっと不安なので2年間ということですので、工事がもし始めるとしたらそれに伴って、こういうふうな洞窟がふさわしいというのが出てくると思いますということです。だから、評価書にはこういう洞窟をつくったらいいというまでは出てこないということです。

委員：ということは、A洞とD洞で影響はないと。大丈夫だろうけれども、万が一に備えて人工洞窟も併行して検討はしていくと。工事が始まるまでには、コウモリがそこで利用できるような人工洞窟のレベルになるであろうということによろしいですか。

委員：はい、そうです。

委員：わかりました。

委員長：そのほか何かございませんでしょうか。事前の説明でこの人工洞窟と現在ある一番長いものがありましたよね。Eですか。あの中で、入口を別につくってあげるということも、新しくつくるということではなくて、現在ある洞窟のふさがっている奥の方カラ岳側ですか、そこの方に穴をあけたらどうかという説明を聞いたんですが、その点ちょっと。まず委員の説明の方からいただけますか。

事務局：お手元にあります参考資料の2、p17をお開き願いたいんですけども、よろしいですか。今、準備書の中には、まず洞窟があるのは右からいきますとE洞窟、それからD洞窟、A洞窟、C洞窟、B洞窟ということであるんですけれども。まず準備書では、その中でE洞窟の下の方にありますこれが洞窟の入口です。これが工事区域になってふさがれますと。滑走路下ですから、この中に盛土が来ますので入口そのものがふさが、これが消失すると。それからC洞窟もそうですけれども、C洞窟もどうし

てもこのへんはカット、切土部分になるということもあって、それも消失する。それから左側のB洞窟についても切土部分になるということで消失するということで準備書に書かれておりますが、その後いろいろ調べた結果、どういった形で保全が図れるかということは今検討しております、例えば右側のE洞窟については、空洞があることによって上から航空機荷重あるいは盛土が、この空洞にどういった影響を与えるかということになると、いろいろ検討した結果、それは埋めなくて問題がありません。そのまま保存しても問題ありませんということになっているものですから、そうすると入口を、この上の事業区域外の今のゴルフ残地になる部分のところに入りを設ければ生息が可能ではないかなということで、そういう対策を今考えているところです。それから、C洞窟はもちろんこれは消失します。左側のB洞窟についても、一部はその入口の部分の切土することによって、入口が非常に大きく開いてしまうということがあるんですけども、その部分をふさいで、その上の方にある、これもゴルフ場残地になる部分ですけども、そこに入口をつくれれば何とかしてコウモリが生息できるんじゃないかということで、我々いかにして保全措置ができるかということは今考えているところです。それからちょっとつけ加えますけれども、資料のp47を開いてもらいたいですけれども、これは事業計画の中の図面ですけども、右側に斜線みたいに1,800×1,800ということで書いてあるところがあるんですけども、これが現状は排水路で水が流れているものですから、空港をつくることによって遮断したら困るものですから、そこに排水をするために1.8×1.8mのボックスカルバートを通そうということの排水計画です。それが長さにして約470m。結構長いボックスカルバートです。これの次のページですけども、これをちょっと横断的に示しております。排水計画からすると縦断ですけども、上の方でこういう形で空港の盛土がきます。その下に排水があり、ボックスがこういう形できますという表示をさせていただきます。それで、いろいろとほかの事例、人工洞の事例をいろいろ調べていたら生息しているという事例があるものですから、私もこの排水計画の中で、ちょっと前田先生と人工洞窟で生息が可能かどうかということをご相談して、一つの創出になるかということできたいと思います。あくまでもこれは事業計画上の排水路計画ですけども、それがリンクしていくのかどうかということです。以上、つけ加えます。

委員長：どうもご説明ありがとうございました。どうぞ。

委員：少し今の計画なり考えていることについて補足します。今のところ、B洞窟とE洞窟については、個体数それから利用時期等から考えて、AとかDに比べてそんなに重要でない洞窟だと思ってます。実際に、先ほどE洞窟あるいはB洞窟の入口が工事によってつぶれるので、別なところに入口を設けたら利用するんじゃないかということなんです。ところが、これをどこにあけるかによって起伏がありますよね。それによって利用されるかどうか、なかなかつかみづらい状況。私がまだ最後の奥まで入ったことがないんですが、入るかどうかとなかなか読めないんです。でも、もしE洞窟の今の入口ではない方ですね。西側にあけるということになればひょっとして人工洞窟より、もし利用するようになれば、あるいは環境条件がうまく保てれば、人工のものをつくるよりいいという可能性もあります。だから、これからもそれについては模索していただきたいとは思っています。

それから、さっきのボックスカルバートなんですが、この長さとの距離、この大きさだと十分使う可能性があります。ただし、滑走路の上なので振動があるとか何とかという話があります。でも、せっかくだからつくるわけですから、実際の工事にさしさわらないように天井に少しつかまりやすいようにするとかということができると、これだけの大規模なものですから利用するんじゃないかなと、私は思っています。でも、振動の面を考えたら直接かかってくる場所ですから、なかなかはっきり利用しますよとは言えないわけです。でも、これも利用の可能性は十分あると思います。

委員長：どうもありがとうございました。もうそろそろ時間が迫ってきておりますが、何かお聞きしたいことがありましたら、よろしくお願ひしたいと思うんですが。この委員会のメンバー、あるいは何名かの委員においては現場を見ていらっしゃるかと思います。そういうことで、すべての委員が納得というようなことではないんですが、ある意味では現場をもう少し見せていただいて、この植物であればこの植物について、そういったことの現場視察というか、視察というよりは現場での勉強会というふうな形でとれば、またいろいろなアイデアが湧いてくるんじゃないかなと。こう考えたらどうかという、

そういったことが出てくるんじゃないかなというようなことで、これはもう希望者だけでもいいと思うんですが、そういったことでもし可能であれば、新しい委員も加わっていることだし、そういうふうにさせていただければありがたいかなと、副委員長の方ともまた話をしまして検討するということに対して、やはりこの方がいいだろうというふうなことで、相づちを打ってくれる方もおるかと思えますので、ひとつご検討をお願いしたいと思います。

事務局：事務局とも相談して、せっかく石垣島で委員会をやっていますので検討させていただきます。

議事 その他

委員長：それでは、議事の としてその他というのがございますが、これその他について何かございますでしょうか。恐らく今後の計画とかそういったことかと思いますが。

事務局：議事の その他の方で、事務局で用意しているものはございません。今の議事の の中で、今後とも今日のご議論だけではなくて、例えば移植をするときに植物を種で移植していくのか、株で移植していくのかとか、いろいろなもう少し具体的な話も出てこようかと思えますので、またご指導続けてお願いしたいと思います。

委員長：どうぞ。

委員：先ほどから残地の利用というのがありましたが、ただ消極的に残地を残すだけではなくて、例えばコウモリの場合でしたら相当量が恐らくそのあたりは飛ぶようになると思うんですね。そうすると、コウモリの生息なり飛翔に邪魔にならないような観察会をすとかいうような、環境教育の面からの利用が考えられるわけです。だから、そんな積極的な面も少し考えていったらどうかと思ってます。

委員長：いわゆる学習の場ということで、最近よく言われているそういうことでも検討していただきたいということのようです。それと先ほど話したように、委員の方も残地がどのぐらいどういうふうにと、やっぱり目で見て確かめないとわからないところがあるかと思えますので、ひとつよろしく願います。最後のご意見を受け付けたいと思えますが、どうぞ。

委員：幾つかあるんですが、重要なものに絞って言いたいと思うんですけれども、先ほどの参考資料 - 1 の環境の保全の見地からの意見の概要及び事務局の見解というところの p40なんですけれども、事務局の見解の中に誤りがあるんじゃないかなと思っております、これは世界自然保護基金として、WWF として意見を言わせていただきたいと思うんですけれども。

この中に「候補地の選定にあたって」というところなんですけれども、「最も望ましい建設位置としてカラ岳陸上案が委員全員の合意で選定されました」ということで、さらにずっと下の方にいきまして、「委員長を除く35名の委員で評価の集計が行われたが、カラ岳陸上案を支持する者が31名と多数でした。しかし、委員会は全会一致を原則とするため再審議を重ねた結果、選定を保留したいとする委員が1名いましたが、最終的には白保海域の自然環境に負荷を与えないよう、位置の調整や工法等を検討するという条件を付することにして、委員全員の合意でカラ岳陸上案が選定されました」というふうにあるんですけれども、WWF が2003年2月12日に沖縄県知事さんあてに「方法書への意見」ということで出してる中にも書いてあるんですけれども、方法書での段階でもこのような表記があったんですけれども、WWF から出ていた委員も選定委員会に出席させていただいていたんですけれども、全員の合意であったということではなかったと認識しております。反対意見があったんだけど、例えばそのときの新聞の記事でも全員の合意ということではなかったというふうなものが、琉球新報さんとかいろいろな新聞記事で出てありますし、沖縄タイムスさん、八重山日報さんの中にもありますし、全員の合意ではなかったと思えますので、このあたりの表記をちょっと見直していただければというふうに思います。

委員長：これは事務局の方から説明お願いしたいと思います。

事務局：ただいまのご質問にお答えいたします。位置選定委員から県に対しての提言書がございます。提言書の中では、委員全員の合意云々ということが記載されてございますので、私どもそれに基づいて事務局見解を記載してあるということでございます。

委員：その中で、WWFの方から県知事さんのところに意見という形でいろいろ出させていただいているんで

すけれども、その報告書の中でも、表記されているものが間違いがあるということかもしれないですから、ここでそれに基づいて表記ということであるとしても、そこに間違いがあるのであればそれはただしていただきたいと思います。

事務局：位置選定委員会の提言書の中ですので、私どもでそれを直す云々ということは考えておりません。

委員長：最後の方が聞こえなかったかと思いますが。

事務局：位置選定委員会の提言書、県に出された提言書の中で、「委員全員の合意のもとに選定された」という記述がございます。県はそれを受けて位置決定をしたと、そういうことがあって、この意見書に対する事務局の見解についても、その旨を記載しているという状況です。

委員：じゃ、どうすれば正しい表記になるのかはあれだと思いますけれども、一応合意に達したというそういうのが出されているから、さかのぼって公文書を修正することは難しいということですが、それは事実としてなかったというふうにWWFとしては認識しておりますので、そういう意見が出ているということをごどこかに書いていただかないと、全会一致で決まったことになってますけれども、実は違うということがずっとあるわけなんです。これはいろいろ調べてみますと、ことあるたびに節目節目で「違いますよ」ということをこちらのほうから申し上げているにもかかわらず、ずっと今まで変更ないままきいているというのが非常に遺憾に思うところなんですけれども、こういう意見があったということは事実として受けとめていただければと思います。

委員長：この件については、この環境検討委員会の中の冒頭であったかと思いますがね。そういったことで事務局からは、確かに記憶としては全体の合意という形でやっているがやっぱり何名かの方が、そういったことで十分に検討されるならというふうなこと。環境検討委員会で、その場を借りて自分たちの意見というんですか、WWFジャパンの意見として受け入れられるならというような、そういう記憶が残っていたかと思うんですが、第1回のあれを読めばわかるかなと思いますが。

委員：そういう合意というよりは、尊重させていただくということだったと思うんですね。そのかわりというのも変な話ですけども、情報公開を徹底していただきたいということとか、幅広い意見を聴取していただきたいとか、議論の場を設置していただきたいとか、環境面をクリアするために10の提言をさせていただいたと思います。この場にWWFが委員として出席させていただいているのは、そういったことを反映いただくことだとは思いますが、正しく事実を書いていただきたいなと思うことと。この場にいるということもあるんですけども、先ほど三つ言いました中の情報公開を徹底するということが、幅広い意見を聴取するということが、環境アセスメントの手続きの中で従来の環境アセスメントの手順に従って粛々とやっていただいているという感じは受けるんですけども、先ほど言いましたように、意見を出したけれどもそれに対する対応を反映されたものがどうなっているのかというのは、やっぱり次の段階までわからないわけですよ。結果的に、ふたをあけてみたら反映されてないとか、文章でそれは基準に基づいてやっているのに関係ないですよとか、関係ないですよという書き方はないですけども、先ほど言いました意見の概要のところも、国民の方から出された意見に基づいて、じゃこういうことを追加してやりますというような形になっているところが、読ませていただいて一つもなかったんです。法アセス以降の評価書の意見を見せていただいたんですけども、その中でも国民の意見に基づいて書きかえられているものがそんなにないので、アセスとはそういうものなのかなと思ってしまいうんですけども、それだとせっかく法律としてこういう環境に影響を与えないような、そういう手続きを設けている意味がないのかなという気もします。すべて千幾つかの個別意見に対応するのは不可能だと思いますし、皆さん同じようなことを言っていることもありますし、事務局さんの方で事前に対応いただいている部分が多々ありますので、それをもってこのアセスはいけないとかそういうことではないんですけども、いろいろな意見が出ている中でそれを最大限組み入れていただいて、従来のアセスの手続きを満たしているからそれでいいでしょうということではなくて、それを超えた情報公開なり幅広い意見の聴取ということをお願いしたいと思いますので、最後をお願いとして述べさせていただきました。

委員長：そのことについて一言、最後にお答えいただけますか。

事務局：情報公開につきましては、この委員会でも例えば議事録は次回に整理して、委員の先生方にチェックし

てもらったものにつきまして、インターネットで全部公開しておりますし、この席におきましても入場を制限しているわけでもございません。ですから、非常にオープンな形で進められていると思います。意見等につきましては、事業で取り込まれる分につきましては、いろいろ可能な限り環境に配慮した意見、いろいろな形で取り入れる分については積極的に取り入れていく姿勢であります。先ほど委員がおっしゃったように、全部が全部満たすことはできませんけれども、可能な分については一生懸命やらせていただいているいろいろな姿勢で取り組んでおりますし、これからもそういう姿勢でいきます。

委員長：これについては、ホームページに掲載されてはいるんですか。準備書、方法書に対するいろいろ質問状が来ますよね、意見とか。それに対して、今、事務局の見解というのが出ているわけですが、そういったことはホームページか何かで読みとることができる性質のものですか。

事務局：実は、ちょっとご説明申し上げます。この国民の意見、それから事務局見解については、先ほど室長が説明したように、ちょっと参考資料の1に戻っていただけませんか。このフロアでご説明したいんですけれども、平成16年3月30日、準備書の公告縦覧という部分からちょっと読みますと、市民会館の説明会、それから4月30日、先ほど質問ありました、30日までが公告縦覧で5月14日までが意見の締め切りです。その結果が516です。この意見に対して、その分類と私どもの事務局見解が先ほどのものですが、これを環境の知事、それから石垣市長に送付してあります。それを受けて知事意見に対する、これも踏まえて知事意見を出すわけですよ。そういうことで、今後9月28日までに出る知事意見も踏まえて、私どもは知事意見、それから国民の意見も反映しながら評価書作成に移っていくということになります。そういうことで、このお手元に配付した事務局の見解については、今のところ知事意見を形成する過程の段階でございます。ですから、それを委員のお手元からほかの人に公開するようなことがないように取り扱いにご注意をお願いしたいと思います。

委員長：最終的なものでないということ。

事務局：あくまでも知事意見を形成する、これを踏まえて形成するという段階の過程です。

委員長：どうぞ。

委員：参考資料-1のp1のところに、516の意見が集約したらこういうようになりましたという表なんですけど、先ほど来、上村委員の方から意見が出されているように、事業計画として個数を意見が何件ありましたかというようなまとめ方にすれば、パッと見た人がすべての意見を誠実に答えているんだなということがわかるんですけれども、何も書かれてなかったら、自分の意見が無視されたんじゃないかというような、縦覧した人がそう感じるから改めてくださいという意見だったように私は思うんです。そのように、事業計画で集約すると何件ぐらい、それから生態系だったら何件ぐらいとか赤土関係だったら何件ぐらいというように、質問の件数をその縦軸のところに書けばわかりやすいんじゃないかなと。

事務局：内容ではなくて。

委員：内容ではなくて、この件数。例えば事業計画の全体に対してどういう意見、それから生態系に関して何件ぐらい。我々の範疇でまとめたら何件ぐらいありましたということでも、縦覧する人にとったらわかりやすい。そのような資料をつくっていただきたいと。このままだけだったら、どれに答えて、どれに答えてないというのが見えないというのが、上村委員からの意見ではないかなと思います。以上です。

委員長：恐らくP Iの委員会ของときには、そういった具体的にパーセントか件数が出ていたかと思うんですけどね。どうだったですか。

事務局：施設計画については、このP Iについては意見総数が幾ら、どういう意見が幾らというのはあったんですけれども、それは公開してもよろしいもので、今回のものとは若干内容が違ふ。ただ、先ほど黒田先生からお話があった件数とか、そういう分類については次回には提出できます。

委員：全部書くというのは大変ですから、我々がまとめたら、その項目に対して何件ぐらいありましたというようなまとめ方がいいかと思ひます。

事務局：516の意見数、その中の1,416の個別意見。その分類ごとの件数を整理してございますので、それは次

回に表にまとめる形で提供したと思います。

委員長：どうぞ。

委員：一番最初にこのときに言ったのが、多分今先生がおっしゃってくださったことだと思うんです。私、WFとしても意見書出しましたし、個人としても出しましたけれども、こうやって見たときに、これは多分僕が書いた文章だなと思うやつがあるけれども、もっと書いたのになというやつもあるから、多分まとめていただいているんだなと思って。まとまっているとしたら、どこにまとまっているかまでは読んだら大体ここかなと思うので、そこにこういう意見は10件ありましたといったら、その10件のうちの一つが私のだなと思えますよね。そういうのが一つあればいいなと思います。

あと、この事務局の見解は知事意見を形成するためのもので、それ固まるまでは公表できないということなんですけれども、分類される前の個別の意見というのは、どこかに意見は見せていただくということはできるのでしょうか。その516通の各意見書というのをもし閲覧したいということがあれば、どこかに行けば見せていただけるんですか。

委員長：閲覧可能が可能であればわかるかと思うんですが。

事務局：この件に関してはちょっと検討させていただきます。何しろプライバシーの問題とかいろいろありますから、住所、氏名とかそういうのが入っておりますので、ちょっと検討させていただきます。

委員長：P Iのときは、恐らく各委員は見たわけですが、その際も付箋紙で住所、氏名、そういったものはオープンにするとまずいだろうということで、そういったことで我々は、P Iの場合はそれで見る事ができたということなんです。長々と時間がだいが過ぎてきたわけですが、台風状況ということもあって帰らなければいけない委員も結構いますので、また何かありましたら次回にでも回したいと思えます。それでは、マイクの方事務局に回します。ひとつよろしく願います。

(5) その他

事務局：ありがとうございました。それでは、最後、議事次第(5)のその他でございますが、ちょっと今後の予定について事務局の方からご案内申し上げます。

事務局：天候も心配される中、無事第13回委員会が終わりまして、大変ありがとうございました。次回日程の前に、先ほど上村委員から冒頭少し間違いが指摘されましたけど、今の参考資料 - 1のp 1ですね。準備書の公告縦覧のところ、2段目の4月30日意見聴取終了(516件)ありますけど、これが1段ずれます。大変すみませんが手書きで入れていただきたいと思えます。5月14日が意見の聴取終了でございます。4月30日は公告縦覧の終了です。また、後ほど訂正については改めて郵送なりでお送りしたいと思えますので、ここでは手書きの方で修正していただきたいと思えます。大変失礼しました。それでは、次回9月28日までは今送りました資料 - 1の住民意見あるいは事務局の概要等も勘案して、環境の知事の方で知事意見が出てくると思えます。そういう意味で、ひっくり返って環境の知事の方からこの意見の概要も考慮されて、知事意見として総論として出てくるという格好になると思えます。そのほかにも、事務局として別個住民意見を直接取り入れて調査影響に反映していることもございませぬ。上村委員から、そこがあまり見えないんじゃないかという意見もありましたけれども、実際委員の中では例えばコウモリ調査を複数年、カンムリワシの調査も複数年やりなさい、繁殖時期はやっているとか、そういったいろいろな調査、細かいことに対しては、それらの意見を取り入れて調査、そして予測評価に反映させているつもりです。それから、調査計画でもVORの施設とか付替え農道、そういう計画がフィックスして固まってくると、それらに対しても調査をやりなさいという意見がありましたので、そういったことも全部ひっくり返って調査をやって準備書にまとめてございませぬ。そういう意味で、P Iする形で、個々に何をやったというのは今現在ちょっと難しい状況にありますが、委員会の中では逐次報告してやってきておると考えておりますので、そのへんご疑問があれば、またこちらの方に返していただいてそれなりの回答をしたいと思えます。次回の日程ですが、委員会の日程を見ますと10月の初旬ごろが大体あきそうなので、再度先生方に日程のリクエストをして決めたいと思えます。よければ午前中、もう一度再確認する意味で現場調査、それから午後会議して1日ぐらいって、次回、評価書に向けては保全対策とかそういうのが重要になってきますので、先生方が考

察する手助けの意味でも、そういった日程をぜひ入れたいと考えておりますので、ひとつまた日程取りがきたときにはよろしく願いしたいと思います。以上でございます。

閉会

事務局：それでは長時間でしたが、以上を持ちまして、第13回新石垣空港環境検討委員会を終了いたしたいと思います。長時間ありがとうございました。